

過去の質問及び回答一覧

件名 札幌市中央卸売市場で使用する電力

No.	質	問	回 答
1	現契約について	現在の供給種別を知りたい。	特別高圧電力1,500KWです（現在も同内容）。
2	切替について	自動検針装置は入っているか。	入っております。
		落札後に切替に必要な書類の提出は可能か。	落札後は最新請求書の写しなど切替手続きに必要な書類の提出は可能です。
3	請求について	請求書はWEBダウンロードでの対応は可能か。	現時点ではWEBダウンロードには対応しておりませんが、本市指定の請求書書式によるメールでの提出は可能です。
		検針結果は請求書内訳をもって検針票に代えることは可能か。	可能です。
		請求書について翌月15日までに到着、受領後30日以内の支払いとなるが、問題ないか。	年度末も含めて問題ありません。
		供給施設内に入居している企業はあるか。ある場合に企業毎に請求書を発行することはあるか。	施設内に入居している企業はありますが、企業毎に請求書を発行する必要はありません。
		支払について、振込先銀行の指定等の条件はあるか。	特にありません。当方からの支払は供給者が指定する口座への銀行振込となります。
		燃料費調整額について、北海道電力㈱と同様の算定方法で同様の単価による請求でよいか。	お見込みのとおりです。
4	入札について	入札書に記載する日付はいつか。	日付に指定はありませんが、入札書の受領期限以前としてください。
		契約単価積算内訳書の端数処理はどのように行うのか。	基本料金、電気量料金ともに小数点第2位（小数点第3位以下切捨て）までの記載が可能です。なお月別電気料金は円単位とし、1円未満の端数は切り捨ててください。
		入札書の算定時の力率について、100%で算定してよいか。	お見込みのとおり100%で算定してください。
5	契約について	権利義務の譲渡等や計量日について条文の変更または追加は可能か。	明白な瑕疵が認められる場合を除いて契約書の内容を変更することはできません。ただし、契約書に定められていない事項については、必要に応じて協議を行い、協議書等を締結することは可能です。
		予備線契約は「常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合」か「常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または常時利用利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合」のどちらか。	契約は予備線であり、「常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合」です。
		自家発補給電力の契約はあるか。	ありません。
		一般送配電事業者が値上げの際に、契約単価見直しについて協議は可能か。	契約書（案）第12条第1項及び第2項に基づき協議に応じることは可能です。
		供給期間中に契約電力の変更予定はあるか。	ありません。
		契約保証金の免除について、札幌市契約規則で「過去2年間に本市その他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、」とあるが、詳細を確認したい。	本入札では規則における規模とは予定使用電力を指し、過去2年間とは当方が落札者の決定を行う日以前の2年間に供給開始日または供給終了日が存在することを指します。
		契約保証金の免除について、実績の提出など免除申請は別途必要か。	申請は必要ありませんが、実績について書類の提出を求めることがあります。
		契約保証金の免除について、提出物が契約書の写しの場合、一部黒塗りは可能か。また、総額について契約書に記載がない場合は使用予定電力量で確認することは可能か。	実績の確認を目的としているため、機密情報等については黒塗りしていただいて構いません。
		契約保証金の免除について、総額が契約書に記載されていない場合は、使用予定電力量で確認することは可能か。	可能です。総額が確認できなくても構いません。